



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

987 公文書開示の実施状況の公表	(総務課)	1
988 個人情報保護条例の運用状況の公表	(〃)	2
989 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)	2
990 大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)	4
991 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	5
992 道路の供用開始	(道路保全課)	5
993 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6

○ 選挙管理委員会告示

*62 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	6
--	-------	---

○ 訓令

*15 和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令	(総務事務集中課)	7
------------------------------	-----------------	---

告 示

和歌山県告示第987号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、令和3年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等					
	開 示		非 開 示		取下げ	
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
5,968	3,330	2,311	41	154	9	123

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況					
	開 示		非 開 示		取下げ	
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
34	4	27	0	0	0	3

3 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
9 (2)	0	1	4 (2)	0	0	4

和歌山県報 第341号

令和4年8月30日(火曜日)

()の数字は、令和2年度の審査請求であって、令和3年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第988号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、令和3年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 個人情報ファイル簿の件数

259件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数 等					
	開 示		非 開 示		取下げ	
	全部	部分	非開示情報	不存在		
188	57	119	4	4	1	3

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の件数	決定件数			利 用 停 止 請 求 の 件 数	決定件数			
	訂 正		非訂正		利 用 停 止		非利 用 停 止	
	全 部	部 分			全 部	部 分		
0	0	0	0	0	0	0	0	

3 簡易開示の件数

3,161件

4 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全 部 認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下げ	審 査 中
1 (1)	0	0	0 (1)	0	0	1

()の数字は、令和2年度の審査請求であって、令和3年度まで審査が及んだもの

5 實施機関非識別加工情報の提案の件数及び処理状況

募集期間（令和3年7月1日～同年8月2日）

提案の件数	処 理 状 況					
	適 合			不 適 合		取 下げ
	提 供 濟	手 続 中	契 約 申 込 な し			
0	0	0	0	0	0	0

和歌山県告示第989号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ・ボム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (2) 次の写真に示すとおり、「ハイパー肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「マグナム暴淫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「精勃SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「猥狂ブラック」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「ADULT SWIM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真を付して、「RAW DEEP」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「SEXY MANS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「舐獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「潮吹トランス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「戦慄」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真を付して、「Artemis」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (13) 次の写真を付して、「CHERRY JOURNEY」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真を付して、「Psycho Zone ZETA」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「Sex Dream」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真を付して、「Storm 4th section」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真を付して、「 anal ヘヴン2」と名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「SEX TIME GOLD」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「SPERMA VACUUMER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真を付して、「Imperial Xross Over Galaxia」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「DR. EROTICMAX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真を付して、「Analu Party」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真を付して、「CRAZY ANARU」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「Yellow Power」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Feeling Magic」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (26) 次の写真を付して、「Braigin SPECT」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真を付して、「ERO SHBIRE」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真を付して、「宇宙の法則」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真を付して、「HEAVEN」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真を付して、「阿修羅」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「MUSIC LIFE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真を付して、「meditation」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真を付して、「HITOMI」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (34) 次の写真を付して、「DISCO!」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真を付して、「TIGER the strong」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (36) 次の写真を付して、「RED FIRE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真を付して、「BLUE FIRE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真を付して、「natural」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真を付して、「SEXY DYNAMITE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真を付して、「LOVE MOTION」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- （次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和4年8月30日

和歌山県告示第990号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源伏原店

和歌山県橋本市高野口町伏原106番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年4月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,100m²

6 駐車場の収容台数

87台

7 駐輪場の収容台数

83台

8 荷さばき施設の面積

31.5m²

9 廃棄物等の保管施設の容量

11.5m³

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後9時15分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和4年8月9日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年8月30日から令和5年1月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第991号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第992号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 吉原湯浅線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字吉見字菅澤314番6地先から同町大字吉見字菅澤314番2地先まで

供用開始の期日 令和4年8月30日

和歌山県告示第993号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

串ノ浦地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱7号と8号を結ぶ線は町道との官民境界線、標柱1号と標柱10号を結ぶ線は県道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	みなべ町	高野	串ノ浦	694番2	
2号	〃	〃	〃	大串	698番1	
3号	〃	〃	〃	〃	707番	
4号	〃	〃	〃	〃	700番1	
5号	〃	〃	〃	〃	730番	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	
7号	〃	〃	〃	上畠	755番2	
8号	〃	〃	〃	大串	733番	
9号	〃	〃	〃	〃	710番	
10号	〃	〃	〃	〃	715番1	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

第6項の表中

医療法人健佑会 串本有田病院介護医療院	東牟婁郡串本町有田499-1	を
------------------------	----------------	---

医療法人健佑会
串本有田病院介護医療院

東牟婁郡串本町有田499-1

くしまと町立病院介護医療院 東牟婁郡串本町サンゴ台691番地7

に改める。

訓 令

和歌山県訓令第15号

序 中 一般
各地方機関

和歌山県具有自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県具有自動車等管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県具有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

自動車等使用台帳(月分)

車番						
日	時 間	用務地	運転者	同乗者	総走行距離(km)	車両管理者等確認
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					

(注意事項)

運転者は、総走行距離の欄に運転後の総走行距離数を記入すること。

附 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。